

III 外 国 人 の 特 別 入 学 者 選 抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)の志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、75ページ参照）

(2) 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が3年以内の者

この場合、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和5年2月7日（火）までに3年が経過していない場合をいう。

2 外国人の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

学 校	課 程 学 科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立京葉工業高等学校	全日制の課程 機械科・電子工業科・設備システム科・建設科	入学許可候補者の予定人員については、別に定める。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程 総合学科	また、「I 一般入学者選抜」の募集人員の一部とする。
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立八千代東高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市川昂高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程 國際教養科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程 國際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程 國際科	
千葉県立富里高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市原八幡高等学校	全日制の課程 普通科	
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程 普通科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立千葉商業高等学校	定時制の課程 商業科	
千葉県立千葉工業高等学校	定時制の課程 工業科	
千葉県立船橋高等学校	定時制の課程 総合学科	
千葉県立市川工業高等学校	定時制の課程 工業科	
千葉県立東葛飾高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立佐原高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立銚子商業高等学校	定時制の課程 商業科	
千葉県立匝瑳高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立東金高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立長生高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立長狭高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立館山総合高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立木更津東高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立生浜高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	
千葉県立松戸南高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	
千葉県立佐倉南高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	

第2 出願

1 総則

「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読み替え等は、次のとおりとする。

- (1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における外国人の特別入学者選抜を実施する異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。」と読み替える。
- (2) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。

2 出願書類等

書類等	摘要
(1) 入学願書・収入証紙 貼付票・受検票・入学 願書等受理証	所定の用紙（別紙2）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横3.0cm×縦4.0cm、正面半身脱帽、令和4年9月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 外国人特別措置適用 申請書	所定の様式（様式7の(1)又は(2)）で作成すること。
(3) 外国籍であることを 証する書類	在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類を提出すること。
(4) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(5) 選抜結果通知用封筒	84円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(6) 自己申告書	欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍（出身）中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。 なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
(7) 千葉県立高等学校 入学志願証明書	「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(8) 誓約書	「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(9) 必要に応じて提出 する書類	「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(10) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、11ページ参照）。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、75ページ参照）が出願する場合は、別記7（76～77ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(7)、(8)及び(9)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類等を在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

- (2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3の(2)に定めるところによる。

第3 志願又は希望の変更

「I 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第4 調査書及び学習成績分布表

「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」に定めるところによる。

第5 入学願書等の提出期間等の特例

「I 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間等の特例」に定めるところによる。

第6 受検票等の交付

「I 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

第7 本検査

「III 外国人の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

1 検査期日

令和5年2月21日（火）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

面接及び作文（いずれも英語又は日本語による。）

4 検査時間割

2月21日（火）	
時 間	検 査 等
12:45	集 合
12:45～12:55	受付・点呼
12:55～13:10	注意事項伝達
13:25～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午後0時45分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

第8 追検査

「III 外国人の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

1 受検資格

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

2 追検査志願者の連絡

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

4 提出書類及び提出先

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和5年3月1日（水）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

面接及び作文（いずれも英語又は日本語による。）

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割

3月1日(水)	
時 間	検 査 等
12:25	集 合
12:25～12:35	受付・点呼
12:35～12:50	注意事項伝達
13:05～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午後0時25分に志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

第9 選 抜 方 法

1 中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- 2 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 4 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「III 外国人の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和4年10月19日（水）から令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「I 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第11 そ の 他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出了場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式5の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
なお、令和5年3月2日（木）正午までに連絡がない者については、「I 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。
- 2 高等学校の校長は、必要のある場合は、入学許可候補者について入学の意思を確認するため、必要な書類を提出させることができる。
- 3 障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記10（79ページ参照）により、特別配慮申請書を提出することができる。
なお、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 この要項に定めるもののほか、「III 外国人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。